

第151期学理公示第9号

2026年8月20日

東京大学教養学部学友会理事会
議長 

会計監査委員の公募について

理事会基本規則第41条第2項第4号により、会計監査委員の公募について公示する。

記

1 概要

東京大学教養学部学友会規約（以下「規約」という。）第42条第1項により、会計監査委員を公募するものである。会計監査の対象は、2025年度決算である。

会計監査委員は、本会の会計を監査し、その適否について評議員会に助言する義務を負う（同第3項）。また、給与として時間額1280円が支給される（職員規則第19条第1項）。なお、会計監査業務の迅速化を図るため、理事会は、評議員会による選出を待たずに、会計監査委員の候補者に監査を行わせることができ（規約第43条第1項）、その後評議員会において当該候補者が選出された場合には、当該候補者は会計監査委員であったものとみなされる（同第2項）。一方、候補者が選出されなかった場合には、監査は行われなかったものとみなされ（同第3項）、当該候補者は、当該事前執行及びその関連する事務に係り受けた経済的措置の一部又は全部を返還しなければならない（同第44条）。

2 募集人数

6名以内（規約第42条第2項）

3 被選出資格

普通会员又は準会員であること（規約第42条第1項）

理事、総務担当者又は特別委員会の委員でないこと（規約第42条第5項）

4 立候補の届出方法

次のグーグルフォームから、必要事項を記入のうえ、立候補すること。

<https://forms.gle/p2n1ok5pbBTuaZLY9>

5 届出の締切日

2026年8月31日（月）

6 選出方法及び日時等

2026年9月以降に開催を予定している評議員会で選出を行う。なお、選出にあたり、候補者を参考人として招致し、質疑応答を行う見込みである。

7 選出時の手続及び個人情報の取扱い

選出された者の氏名、電子メールアドレスその他の立候補に際して届け出を受けた情報は、当理事会において管理する。

また、選出に係る評議員会議事録については、記載内容を立候補者に確認した上で、総会をはじめとする場において公開する場合がある。

以上